別紙２

審 査 項 目 及 び 審 査 基 準

項目			配点	係数	主な審査の視点
大項目	小項目				
申込者の状況	1	申込者の事務遂行体制・信頼性	５点	×３	・ 申込者が、計画段階、整備段階及び運用段階のそれぞれにおいて、活用計画を遂行するにふさわしい事務執行体制を有しているか。 ・ 申込者が過去に活用計画と同種の事業を実施してきた実績があるなど、活用計画を遂行し得る経験・ノウハウ等を有しているか。
	2	申込者の財務・経営状況	５点	×２	・ 申込者の財務、経営状況は十分であり、かつ安定しているか。
活用計画の内容	3	活用計画の妥当性・実現性・安定性	５点	×５	・ 活用計画は妥当なものであるか。 ・ 資金計画、関係法令等に基づいた実現性の高いものであるか。 ・ 長期収支計画等に基づいた安定性のあるものか。 ・ 中長期的な期間（10年以上など）、活用計画に基づいた利用に供するものであるか。
	4	児童福祉に資する機能の事業計画への評価	５点	×５	・ 設置する児童福祉に資する機能が、子育て世帯の交流や、子育て世帯と地域との交流を促進し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とするものか。
	5	地域コミュニティの活性化への貢献	５点	×３	・ 地域住民や地域団体等との連携を通じ、地域コミュニティの活性化に貢献できる計画であるか。
	6	周辺環境との調和	５点	×２	・ 騒音、振動、臭気、その他周辺環境に支障を及ぼさないことへの配慮が行われているか。 ・ 児童福祉に資する機能を有する施設及びその他併設される施設が、近隣の周辺環境に適しているか。
価格評価	7	売却価格の多寡	２０点		・ 次の計算式により得た得点（小数点以下切捨） （購入希望価格）／（最高額の購入希望価格）×配点 ※本市が示す予定価格（最低売却価格）を下回る場合は、失格とする。
合　計			１２０点		

※　審査の最終得点が満点（120点）の６割（72点）未満又は小項目１～６の合計得点が６割（60点）未満である場合は、失格とします。また、提案価格が、本市が事前に定める予定価格（最低売却価格）を下回る場合についても、失格とします。

※　提出書類の内容が不適当と判断した場合又はいずれかの審査項目において委員の過半数が不適当（０点）と判断した場合は、当該申込者を失格とします。

なお、故意に虚偽ある応募については、審査結果によらず失格とします。

※　共同提案の場合は、審査項目「活用計画の内容」のうち、特に小項目４～５については、個々の事業計画の評価とともに、敷地全体の総合的な計画としても評価します。

※　本市が定める予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の得点を獲得した者を有効活用事業者とする。

（評価の基準）

５点　大変、高く評価できる。
４点　高く評価できる
３点　評価できる
２点　やや評価できる
１点　評価できる点が少ない
０点　条件を満たしていない、評価すべき点はない